

小 城 の 歴 史

五原

九郎堂と立中サン

晴 氣 地 区 探 訪

故 太田保一郎



九 郎 堂 さ ん

晴氣村の中に宇松葉といふ小部落がある。北から参ると道が二ツに分れ、晴氣川に沿って南に下るのが今の大道で、元の晴田村役場の東に出て、國道に連る。一は稍西南に走って西晴氣の中の宿といふ部落を経て一本松に出る。古の大道は恐く此道かと思はる。此分岐せる西南に趣く、道の東西に相向つた四本柱に屋根といふ極粗末な社とも堂ともつかない方一間四方位のものがある。俗に「クロドウ」と唱へてゐる。「クロドウ」は九郎堂なるべし。萩府俚言抄には九郎社としてある。社内には石造の妙な佛像とも神像とも分らないものが一ツ二ツと石塊があるばかりで外には何も無い。昔は崇り

がはげしく大に里人に恐れられたものといふ。又此社の少し西北の山麓に小石祠がある。俗に立中サンと稱してゐる。此又崇りがあったが、木刀を献して病気の平癒を禱れば、必ず効顯があると言傳へ、肥後の偉い武士の戦死したものを祀つた所と唱へてゐる。立中の語意は詳かでない。

太平記卷十六に、阿蘇大宮司八郎惟直は、先日多々良濱の合戦に、深手負ひたるけるが、肥前國小杵山にて自害し、又其弟九郎(惟成)は、知らぬ里に行き迷ひて、卑しき田夫に生擒れぬ、としてある。現今晴氣里人の語る所によれば、九郎惟成は松葉の里にて進退谷まり自害せり、其地は即ち今の九郎

堂なりと。想ふに九郎惟成は、兄惟直の遺命を奉し、其遺骸を天山の頂に葬り、其事を郷里に報し、又再擧を謀らんが爲に、僅かばかりの従兵と共に山を下り、此地にて野武士に圍まれ、力つきて自害せられたのであらう。肥後に於ける菊池と共に勤王の將と謡はれた八郎大宮司の實弟で、卑しき田夫輩に男女くんと生擒されることはよもあるまいと思ふ。若し太平記の記すやうに、田夫共が九郎を生擒したならば、當時武家の作法に従て、其旨を領主に報告して、處分を乞ふべきに、何等其邊のことが、文書は固より口碑にも残つてゐないの不思議である。私は九郎の自害説を信したのである。さて立中サンを肥後の偉い武士と言傳へてゐるのは、或は九郎及び従兵の屍を葬つた所ではあるまいか、岐路を挟んで向ひ立つてゐる九郎社は、其戦死の地と思はれないこともない。若し然らずして九郎社は其葬地なりとせば、立中サンは従兵の主長たる人の葬地であるか識者の判定を乞ふたいのである。いづれにしても此地に記念の碑でも建て時々祭禮を營んで忠魂を慰めたいものである。

昭和十年十二月

佐賀郷友(桜陰悛録)

筆者太田保一郎先生は元学習院教授 一の坪に居住。

昭和二十六年九十二才で死去

梧 竹 堂 書 話

(原漢文)

●書に皮肉骨がある。この三つのものがそなわつて後に品位が生じるのである。古碑は瘦せて硬くて、皮肉がないようにみえるけれどもこれは初めからそんな風ではないのである。風雨に剥がれ、蝕ばまされることの久しいために皮肉がすでに銷磨し僅かにその骨をのこしてゐるだけのことである。後の人はそれがわからずに辛苦して古碑のとおりをまね、強いて蝕ばみはげたとの形の文字を書き、自ら喜んで高古となしてゐる。譬えば食を減らして細腰をまねるようなものである。餓えて瘦せて骨立つた身体にどうして風神があらうか。実にかんがえが足りない。

●骨が肉に勝てば枯れる。肉が骨に勝てば綺となる。骨肉がほどよくて後にいわゆる文質かねそなわるのである。

●能く書を学ぶ者は一法を捨てない。一法を立てない。法を立てないのではない、立つべき法がないのである。捨てないのではない、捨てるべき法がないのである。

(「書聖梧竹の書の鑑賞」より)

丹坂峠古墳の調査

初現的古墳で遺物も貴重

木 下 巧

1、丹坂峠の環境
丹坂峠古墳は三里小学校の北西約五〇〇米の山崎山と坂井山の接点にある丹坂峠に築造されている古墳である。

この地域には古墳時代末期の横穴式石室を内部主体と小円墳の破壊されたものが数基点在している。また坂井山山頂には、石室に線刻文を有する古墳がある。

みかん園造成前には数十基にのぼる古墳時代後期の古墳が存在していたことが推定される。

2、丹坂峠古墳の概要

この古墳は丹坂峠の北斜面に独立して築造されている。封土径は東西約二五米を有し、町内では数少ない大きな古墳の一つである。完全な処女墳であつて、東西



丹坂古墳

佐賀市の西隈古墳・関行丸古墳などにその石室の構造が似ている。羨道部が発達していない構造であつて、遺体を安置する女室に石室の主体を置いて

に幅一米のトレンチを入れ、同時に斜面に平行して封土の中央部から南へ同トレンチを入れる。その結果、西に羨道をもち略東西に主軸をもつ横穴式石室であることが分つた。

この石室は女室の長さ約三米、奥壁の幅二米、玄室口で幅一・二米をはかり台形状を呈しており、床は敷石がある。側壁は巨石を用いた腰石の上にドーム状に塊石を積重ね天井部は板石を用いており、特色ある石組みの構成である。

羨道部は簡素な作り方であつて、両側に塊石を不規則な状態で三段組みが施されているのみである。墓前祭や、その他の遺構を確認することはできなかった。

丹坂峠古墳にみられる構築方法をとる古墳は県下には数少ない。

たものと考えられるのであつて、横穴式石室墳の初現の形態としてとらえることができる。つまり、一本松古墳群A号墳は横穴式石室をもつ古墳であつて、それにつづく時代の古墳の築造と考えられる。姫塚は更にこの古墳より新しい古墳であろうと考えられる。

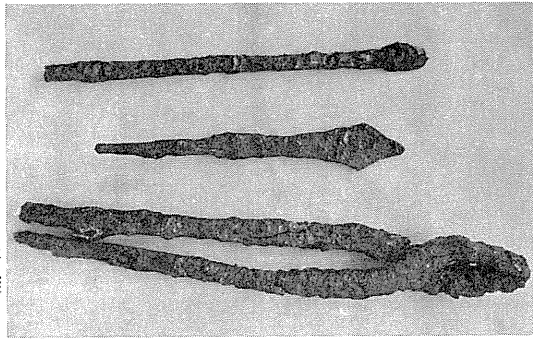
要するに、当町においても、県下においても横穴式石室を内部主体とする古墳では数少ない大形であつて、初現的な古墳であると云えるであろう。

3、丹坂峠古墳の遺物

この古墳からは、青銅製鏡一面、ヤットコ一口、鉄鍬五本がある。鏡一面は奥壁に接して鏡面を上安置されていた。鈕のまわりには変形文鏡であつて倣製鏡である。これに類する鏡は県内にも出土例はなく県外でもその報告例を知らない。

ヤットコ一口は鉄鍬とともに玄室口付近の南壁近くで発見されたものであつて、物をはさむ(ペンチ状)工具である。鳥栖市東十郎古墳群よりハサミが一口出土した例はあるが、この古墳は古墳時代末期のものであり、丹坂峠古墳はより古い時代のものであつて、県内にはその類例がなく当時の生産を知る上で価値の高いものといえるであろう。

鉄鍬は尖根鍬である。尖根鍬のみを出土する古墳も数少ないのであつて、当町でA古墳があるのみである。この古墳は横穴式石室を内部主体とする円墳であるが、遺物――副葬品の上に特色をみる事ができる。すなわち、鏡があつて装身具類が無いこと、馬具がないこと、尖根鍬のみで他の武器類がない、土器類がないことなどである。



ヤットコと鉄鍬

4、むすび

丹坂峠古墳のもつ構造上の特質、あるいは副葬品にみられる特色は、当町でなく県下でも数少ない古墳の特色を有しているといえるであろう。

ともかく、古墳の構造や副葬品の在り方から六世紀中頃までに形成され葬られた古墳であろうと考えられる。

提言

小城町の現状は、点の観光と開発にすぎないようである。小城町文化財調査委、会の活躍も望まれるし、天山県立自然公園の玄関としての開発もこれからである。小城公園の点を延長して、立体的に結んだ開発を根幹とした、東千葉城址、岩松の古寺の宝庫、西千葉城址や星巖寺、三里の牛尾別当坊の遺跡と歴史は結ばねばならぬ。

(小城町下岡小路在住)

さらに、庶民の生活を綴る農具・和紙・水車・窯址・古墳などの資料は、新築開墾によつて減びつつある。また、日本否中国を代表する書聖中林梧竹翁の業績も小城町においては一層の評価を必要とする。

これらを含めて小城町に、小城町郷土館(あるいは文化会館)を建設することによつて、小城町発展の基盤たる物的産業の発達のほかにもう一つの面、すなわち文化・歴史に基盤を置くことこそ小城町独自の町づくりであると思ふ。

(黄城人士)

佐賀藩史料にみる

島原の乱の原因について

岩松要輔

今日、島原の乱に関する研究論文や単行本がある程度だされている。特にその原因については、キリシタン一揆説と領主庄政説の二つの説が有力である。この二つの原因説は独立して存在せず、複雑にいくんでなっていたりするとするものもある。

島原の乱の研究において、今日までは後世の編さん物や論功行賞の為の各個人作成の覚書などがとりあげられてきたきらいがある。個人の編さん物や覚書というものは、どうしても第一等史料としては扱えない。その点、島原の乱勃発時における島原天草をとりまく九州諸藩および各藩内できりかわされた文書は、一揆の原因究明において信頼される史料とみてよいであろう。

また、今日までの島原の乱の研究において、島原半島と地つづきで、細川(熊本)、有馬(久留米)、立花(柳川)などの藩にくらべて、一段と一揆鎮圧に意を用い多数の出兵及び死傷者をだした鍋島藩の史料が十分に吟味されていないのは、研究の不十分をいふものではないだろうか(もっとも鍋島藩親類同格の諫早家の史料は使われてはいるが)。

鍋島藩史料の中から藩主の年譜などをさけて、島原の乱の生の記録からなる『有馬一揆』(全十巻 佐賀県立図書館蔵本・鍋島文庫)において、佐賀藩筆頭家老多久美作守茂辰から参勤中で江戸にある藩主鍋島勝茂にあてた書状の中から、一揆の原因について究明し、私見を加えてみたい。多久茂辰の書状において佐賀藩が知り得た全情報を藩主に報告している。

鍋島藩が島原での反乱勃発を最初に知ったのは、寛永十四年(一六七三)十月二十七日、島原半島北端にある鍋島藩の飛地神代(本藩家老鍋島弥平左衛門家)からの連絡によつてである。

松倉長門殿領内ニキリ志たん宗有之由候付而、為其改彼地家老衆在郷へ被罷出候処、地下百姓七八ヶ村申組、右家老衆を島原城込付籠、城下町を令放火及弓筋由、今朝四ツ時申来候。(多久茂辰書状・十月二十七日付) 松倉家老衆のキリシタン改めに對して七八ヶ村の地下百姓が反抗し、島原城下まで家老衆を追い乱暴したとして、鍋島藩は島原の乱の原因を神代よりの第一信により、キリシタン弾圧に對する信徒の反抗と受けとっている。なお

文末で「定説之儀承合、追々可申上」として、一揆の原因究明のため情報を強力にあつめている。彼地二三年耕作損毛仕候故、未進など過分に御座候を、催促桐敷御座候ニ付而、兎角継命難成候間、一篇キリしたん宗ニ罷成從公儀為御改御検者衆も御座候ハ、其次を以御託言可申上積ニ而候共申候、又雜説口ニ申候者、若輩之童一人無由緒罷越、奇妙之教を任、何もキリしたん宗二進メ成候故、夫を相改被申ニ付而、如此一揆相起り候共申候。(多久茂辰書状、十月晦日付) 前掲の二史料は共に江戸の鍋島勝茂に宛てたものであるが、この書状においても「定説ニ無御座候へ共」としてしている。十一月九日付の書状には

島原の様子起之儀色々承合候得共、駭相知不申候、尤書中ニも書分申儀、取所無御座候条、下々申囁候分五郎左衛門へ合点仕セ差登候得、得と御聞届之上可有御披露候。

としており、種々巷間では取沙汰されたようであるが、先にあげた十月晦日付の多久茂辰書状による一揆の原因説は真実に近いものではなかったろうか。これらの史料によつて、鍋島藩は松倉家老衆と一揆側との衝突が起つた原因を究明し、二つの原因説をあげている。一つは三年來の不作のため年貢未納が多いところに、松倉藩政の苛斂誅求が行な

われたためであり、一つは若輩の童(天草四郎)の島原天草における布教活動のため、民衆がキリシタンになったのを弾圧したためとしている。すなわち島原の乱原因説の領主庄政説とキリシタン一揆説が共に一揆勃発直後に考えられていたことになる。ただ、前掲史料によるとキリシタン一揆説を雜説口によるものとして領主庄政説より重要視していないことが注目される。

次に一揆勃発の情況をみてみる。去廿五日いか様之仕合ニ御座候哉、松倉殿家老被罷出、於深江村三百人程討頭被仕候。家老衆手前人数之内ニも五六十人ほど手負死人御座候、城内へ引取被申候由之事

附、島原へ敵対仕候在所、千々岩、小浜、加津さ、申山、口ノ津、有馬、有江、とつ島 深江 此外之村ハ島原へ同意之由之事、 翌日廿六日右八ヶヶ村之者共申組城へ押寄城下町迄焼払引取申候由之事。 其後へ右八ヶヶ村之者共、方々致放火相働申候事。(多久茂辰書状、十月晦日付) 深江村において、松倉家老衆と八ヶヶ村の百姓が多人数せりあい、互いに死傷者をだしていることは十月二十五日には松倉藩政に對して八ヶヶ村の百姓が団結して反抗し

ていることが知られる。反乱勃発が単なる百姓の不和雷同的なものでないことを示している。 この八ヶヶ村の百姓の団結がキリシタンの色彩で行なわれたことが十一月三日付の島原古賀村百姓の「物語申候口上」によつてわかる。キリシタンの色彩で深江村以下八ヶヶ村の百姓団結して松倉藩政に反抗したのが、苛斂誅求によるものか、キリシタン改めによるものかを究明せねばならぬ。しかし、前掲の十月晦日付の多久茂辰書状によると苛斂誅求説のほうを重くみており、この点から松倉藩政の苛斂誅求が一揆の直接的契機になつていふと考えられる。

次の史料はもう一つの一揆勃発原因説を考へさせる。 彼地一揆ハ百姓町人自然二年人など相加りたる様ニ御座候。(多久茂辰書状、十一月四日付) 一揆に對しての牢人の参加ということは、慶長五年(一六〇〇)にとりつづされた天草領主小西氏の牢人や慶長十八年(一六一三)に日向延岡に転封された島原領主有馬氏の牢人をしめして、秀吉の治下、領主の交替が生んだ肥後的風土を持つ土地が、一揆勃発の大きな原因になつていふのかも知れない。

(小城町西小路居住)

鍋島元茂の遺書

茶屋物語

(2)

「茶屋物語」は、佐賀県立

図書館蔵の佐賀鍋島家文庫の中にあったもので、昭和十三年の「佐賀郷友」に太田保一郎先生が解説とともに全文を掲載されている。

小城初代藩主鍋島元茂が、子直能に治政における心懸を論じたものといわれている。元茂の識見の深さを知る貴重な史料である。

(編集子)

さて我身を手本として一家を教へ導き更に國を治め天下を平かにすることなれば、眞に洪大なる仁道にかなふものには候はずや。昔の賢哲と云はれし人の中にも唯我一心を清く守りて濁れるを嫌ひ清めるを慕ひ好みたるものありき。是は決して全備のものとは言ひ難し。個様な人は却て饑餓に死せしものあり。智者は動もすれば過き、愚者は常に及はずといふ。個様のことにてもや候はん。唯堯舜などの道は過不及なく、よく其中を得て誠に好まほしきことにてそ候て。

古の聖王の道を傳て聞くに前にもそと申したる如く、上天子より、

下方民に至るまで饑寒の患なく、天下の泰平を第一に致し候ふなり。抑も儒道とは何を學ぶものかと言ふに別に變りたることもなし。唯古の聖賢の道を學ぶことにて候。聖賢の道とする所外になし。唯君臣義あり、父子親あり、夫婦別あり、長幼序あり、朋友信あり、之を五倫といふ。此の五倫を學ぶより外に聖賢の道とする所はこれなく候。

夫れ君臣義ありとは何ぞ。君は禮を以て下を使ひ、臣は忠を以て君につかへまつれば、これ眞の君臣となる。之を君臣義ありと申し候。義なければ君臣の道立たず。義とは萬事についてよろしき所を行ふ理なり、君に二心なく誠を以て事ふるは臣たる者の義なり。我臣民を捨て他の君に事ふるは義にあらず、逆臣なり。軍陣などにて勇を進むべきところにて先駆けなどして死するは忠にして義なり。但死すまじきところにて、むぎと死するは義にあらず。俸祿などを取らすべき者にとらせ、取らすまじき者に取らせぬは義なり之に反して取らすまじきものに取らせ、取らすべきものに取らせぬは義にあらず。饑多て食ひ、寒くして衣取るべきをとるは義なり。受けま

じき衣食財貨を受け、取るまじき俸祿などを取るは義にあらず。かくの如く、大身小身、貴賤上下を問はず、皆義を以て君臣の道を守りなば、君として臣を棄つることなく臣として其の君を疎かにすることなし。是れ天下の君臣の道なり。

父子親ありとは何ぞ。父子の道は人の天性なれば離る可からざるものなり。親は子を恵みてやしなひそだて、子は親を愛し敬ふ、是れ古今人たる者の常なり。天下一人も父母なき者は候はず。人々其の父母を親めは誰か親を捨つる子あらん。父子の中は捨ても捨てられず、離れても離れられぬものにてこそ候へ。

夫婦別ありとは何ぞ。天地の間に男女なりければ人なし。人なればいかで人倫獨り候はんや。故に男女を以て人倫の根本とす。然れとも男女は各差別ありて相亂るべきものにあらず。古より男女は手つから物を取渡しせず。又同じ座敷に居らす、同じ衣服を置かすとさへ云へり。然らざれば男女の間は欲に陥り易ければなり。古來男女の別厳かならずして一家の政も亂れ、身を滅し國を失ひ、天下の大亂を醸し候ためしも少からず候。故に夫婦別ありと申すなり。此の如くに候へば男は色に溺れず、女は淫せず、うはなり妬せぬをよき道とは申すなり。

生後あれば則ち兄弟あり。兄は示導し、弟は遵行す。之を序ありと申すなり。此の道理は唯兄弟姉妹の間のみに候はず、他人との間にもあるものなり。老いたる者年長けたる者を兄として姉とし、若を弟とし妹とす。長は幼をあはれみて之を教へ、幼は長を敬ひて之に譲り、道をありかんに老を先にし、長に随ひ、座に着んには老いたる者、長けたる者を上座に置く。萬事之に準すべし。之を序と言ふ。序とは次第することなり。貴賤も亦序なり。物に本来あり、事に終始あるも亦序なり。故に序は禮節なり。兄長は弟幼を恵ます、幼賤は長貴に違背して財を貪りに相争ひ、勢を恃みて相闘けは家を敗り、國を失ふものにて候。

其の中も悪しくなるものにて候。此方より信を以てすれば、彼方も亦信を以てすべし、我偽りなば、彼も亦偽るべし。我人を疑へば人も亦我を信ぜざるべし。我信を以てするに人尚我に疑は、定て我が信の未に足らずして人を感ずること能はざるを思ひ、自ら省みて愈々信をつくべき事にて候。個様のたぐひを朋友に交りて信ありと申候。

此の如く人々五倫の道を正して身を修め家を齊へば家かく齊ひて國を治めは國よく治り、以て天下を治めは天下よく泰平にして古の聖王の御代にも變ることある間敷なり。斯道は現代も、未代も無くは叶はぬことに候。斯道を離れて踐み行はぬ者は人とは申し難し。苟も人ならば、人の道こそ學びたきものなれ、五倫の外を行ふ者の眞似はすべきことに候はず。佛道を學び候は、立居迄も佛祖



鍋島元茂墓 (星巖寺)

の眞似をし、儒門に入らば振舞を堯舜などに擬ふべし。それ醫術を學はんとして醫門に入りなは能や難に心寄すべからず。申樂の道に入りなは謠鼓を習はずして來馬の道などを習ふべからず。其の道を學ぶ者にて其の道の外を習ふは皆本意を失ひたる事と云ふべし。鳥の鶴の眞似は反て身の仇となるべし。上代にも和漢共に儒道を以て天下國家を治め、万民を安樂にして久しく目出度かりし事共多し。我等文盲故に候哉。未だ出家の天下を治めて目出度かりしためしあるを聞き侍へらす。梁の武帝、宋の徽宗帝など佛の教を信して身を失ひ、國を亡ぼし候ひし事を聞傳へ候。一身向上の道は儒佛或は同じことにて候はめ。さりながら人にも國にも益なき道は無用と存じ候。唯儒道は人倫の道を違へず候へば、斯道を學ぶことこそよけれと存じ

候。此處に出家の様したる者ありて五倫五常の道を學び、之を行はば儒者にて候ふべし。儒者と名つき候とも佛祖の學問仕り候は出家にて候ふべし。武士が弓矢物具を賣捨て色々の物を賣買ひて露命を續き候はんには武士とは申し難く、町人にてこそ候はめ。町人が少しも商賣せず、ひたすら軍法を學び、物具をと、のへて朝暮武道にのみいそしめ候は、町人とは申し難く、武士にこそ候はめ、然則ち人は生れなから異なるものにてこれなく、其行ふ行のわざの異なるによりて相違する者に候。さあれば人の上に立ちて人を治め、國を治むへき者は出家の業は好しからず。唯聖王の道こそ少しにても學びたきものにて候。能く御分別候へ。我等が存じ候所は大形かくのごとし。又善き人は死して後は極樂に行き罪ふかき者は地獄に墮つると云ふ

佛師もあれと、死して後のことは如何あるべきやと申しければ、若き男のいふ、明夜の陰晴未だ知るべからず、況んや死後の事をやと打笑ひて別れける。

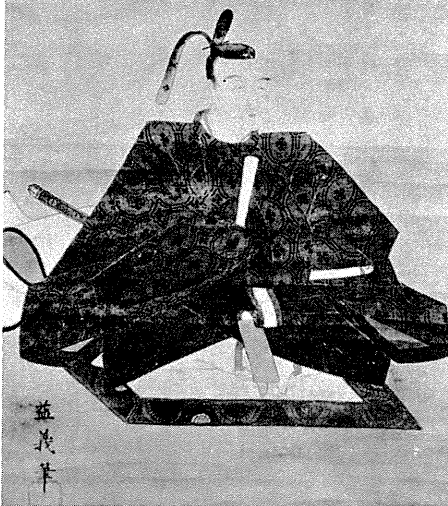
此書は前紀州様より前加州様、前泉州様之佛道御歸依の時、御諷諫の為に著し給ひし書にて、いつかたにて御見當り被成候由にて御仕方被遊候大切の書なり。併終に御用無之黄檗坊主風御加被成候。

右の奥書誰の手によりて成りしや詳かならず。直能公佛道御歸依はさることながら、決して梁武帝などが佛に倣する如き類にては無之、齊家治國に儒道を用ひ給ひしことは公の御施設が父君本書御訓誡の旨を御實行あり。忠孝の二字にて一貫せるを見て明確に御座候。

太田保一郎識

勝茂 長子直茂的孫
 其兼備四出平吞
 崎原峰起進軍賊奔
 忠孝考父興隆家門
 崇神若仰士運鎮繁
 善徳流る心作自

鍋島紀伊守元茂此名月老居士像



鍋島元茂肖像 (鍋島京子氏提供)

葉隠の中にみる 鍋島元茂公

●紀州様(元茂)は勝茂公の御嫡子に候へども、高源院様御子様御取立成され候て相叶はざる事に候故、直茂公思召に、惣領に生れ、器量勝れ候へば後に大事もこれあるべきかと、養子に成され、小城御隠居料遣はされ、御仕立の御家来御附け成され、公儀御勤御願成され候。(聞書第六)

(注)高源院 勝茂後室

●月堂様(元茂) 劍術の勝利御書立差上げられ候事、家光公、兵法稽古思召立たれ、御師匠を紀伊様御内の助九郎か鍋島紀伊守かと御心當にて、兩人へ兵道の勝利書立を以て申上ぐべき旨仰出され候時、助九郎よりは奉書二枚書立て差上げ候。月堂様よりは「善ト思フ悪シ、悪ト思フ善シ、善惡トモ悪シ、思ハザルトコ口善シ」と遊ばされ、差上げられ候処、御感これあり。やがて御稽古に極り候処、御他界故其の儀無く候。

(聞書第十一)

(注)紀伊様御内助九郎 紀伊権大納言徳川頼宣の家中木村助九郎

●寛永十三年丙午、勝茂公土井大炊頭殿御招請、此の時元茂公密かに小倉女を御下知なされ、翁助様を小倉女懐き奉り、元茂御付き御書院に不図御出で、「肥前守嫡子翁助にて候。」と元茂公御会釈なされ候。大炊頭殿御面談これあり、肥前守殿御嫡子、御家御長久目出度く存じ候。由御取合ひなされ候。これは甲州様御取立の様子に付、右の通りなされ候なり。

(聞書第五)

(注)小倉女 光茂の侍女 翁助 鍋島忠直 肥前守 鍋島光茂

●紀州様病気の段、加賀守殿は御死去前に御着なされ候。紀州御悦び「頃日より夜昼相待ち候は、別の事もなく候。浮沈共に丹州に一味同心仕るべくと、我が目の前にて誓詞をいたし、牛王を焼き、吞みて見せ候へ」と御申し候。「其段は御心安く思召さるべく候。日來の覚悟に御座候」と即ち血判誓詞なされ、牛王を焼き吞み候て御目に懸けられ候へば、「安堵なり、外に言ひ置く事はなし」と仰せられ頓て御死去の由なり。

(聞書第五)

(注)丹州 鍋島光茂

井大炊頭殿御招請、此の時元茂公密かに小倉女を御下知なされ、翁助様を小倉女懐き奉り、元茂御付き御書院に不図御出で、「肥前守嫡子翁助にて候。」と元茂公御会釈なされ候。大炊頭殿御面談これあり、肥前守殿御嫡子、御家御長久目出度く存じ候。由御取合ひなされ候。これは甲州様御取立の様子に付、右の通りなされ候なり。

(聞書第五)

(注)小倉女 光茂の侍女 翁助 鍋島忠直 肥前守 鍋島光茂

鍋島元武の逸事

宝永四年、浜松国替え説

雄達代神

鍋島紀伊守元武(一六六二-一七二三)は幼名を直頼と称し、小城藩主第三代として、直能の長子母は、後陽成天皇第八皇子二品良純法親王の王女である。容貌魁偉文武両道に秀で、夙に潮音和尚(小城西川出身、祥光山星巖寺開山)に師事し、禅学を修め、施政についても治績大に上った。後、金粟和尚と称し、玉毫寺(小城郡三日月町、岡本、黄檗宗、本誌第十号参照)の開山となり正徳三年(一七一三)五十二才で歿した時はその遺言によって、大名でありながら、大和尚の格式による葬儀が営まれたと云う逸話が残っている。元武が江戸在勤中のことである。江戸城内書院の桂から毎夜火焔が

上るとの怪談めいた噂が立ち、將軍家の威光にもかかわらず、綱吉からかねて勇武の聞え高い元武に、退治するやう厳命が下された。ある日、元武は例の如く本藩の綱茂と共に登城して、着到報告の後、問題の柱のところに行き、その柱を大力でグイと持ち上げ、警備の役人が咎めると「化物退治に参った、江戸には乱穿(忍者)が多いから、こうしておく」と笑いながら、自分の草履を柱で押えて、悠々と帰って行ったと云うことである。

老柳沢吉保から、紀伊守(元武)殿は、七万四千石から六万石への国替は、降格であるから、せめて十萬石ぐらゐの任地があるまで、しばらく、お見合せになったらよろうと、体良く止められた。元武は外様大名から、徳川の直參譜代格になることは、異例の昇格として期待していたが、右様始末で実現しなかった。一説には元武が本藩との折合悪しく、国替を希望運動していたものが、事前に本藩の裏面工作によって、阻止され、目的を達しなかったとも云はれている。

佐賀市愛敬町七一九居住



鍋島元武公 (玉毫寺蔵)

「小城町史」資料集

- 第一集 一本松古墳群1
 - 第二集 明治15小城郡村誌
 - 第三集 戊辰戦争と小城藩
 - 第四集 一本松古墳群2
 - 第五集 近世史料編
- (申込先) 小城町役場企画財政課

忘却

故城島 勘

忘却のかなたにとほし幾山川やすけく今は除夜の鐘きくうたかるた手はずれの札に何となく言とひたげのあたたかさあり言あげていひつくふしもあらなくなにただ真実の余世守らん人生の肅条たる姿街に見つ水雨そは降るそのまろき背に風もなくうすき日射しのやすらぎに窓あけはなち春くるをまつ風の夜は枝をならして啾々と泣くやも知れず社稷の大樹雨に咲くあぢさいの花の風情には明けに映えよと願はざりけり手をとりにてなほ見まほしきふるさとこの山川ぞ今はむなしき相ついで友また近きぬ葬堂に燭の灯あかく面影に對す生れえし「真」のままをやしなひて書習ふ心永久にやすけし柀軒のいさをたたふる石ぶみに「真」の文字の永久にかがやく

お知らせ 会費徴収を立石久行氏に依頼

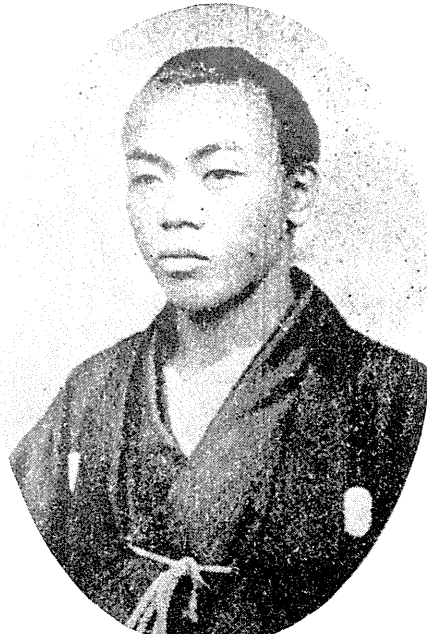
小城乡土史研究会の年会費千円の徴収については、役員あてに送金するか、銀行の講座に直接入金してもらうなどの方法をとってきました。しかし、なかなか年度内に徴収できない分もでてき、会計委員としては困惑いたしております。そこで、町外(県外)の会員および旧小城町内の会員を除いて、旧岩松、晴田、三里村地区の会員の皆様の会費を西小路在住、テレビ視聴料集金人立石久行氏に徴収方を依頼することになりました。当面四十七年度分を三月いっばいに徴収にまわられますのでよろしくお願いします。

佐賀の乱と小城

亀の碑は戦死者記念碑

●小城公園の甲戌烈士の碑

小城公園の北側に亀の上のつた高い記念碑があることはご存知のことでしょう。この石碑には非常に読みづらい字が書いてあり、よく読めないのが普通「亀の碑」と呼んでいるようです。これは「甲戌烈士之碑」と彫ってあります。「甲戌」は干支で、明治七年のことを指しています。この石碑の裏側には「戦死諸君」として留守経昌、牟田官太、笠口兵庫、深江春鐘、鐘ヶ江善太、成松浅次郎、山田為次郎、中山熊太郎、高園熊吉、中島作一、北島九八、東島卯平太、中村儀三の十三名の名前が彫りこんであります。これらの人たちは、



江藤新平

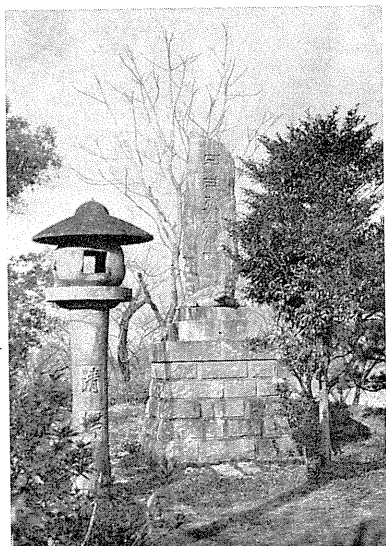
明治七年の佐賀の乱に参加して戦死した人々たちなのです。この石碑の建築委員として宮地義喬、城島嘉樹、香月則之の三人の名前が彫ってあり、明治二十三年の建立であることがわかります。この石碑は大正四年に改築されています。

●佐賀の乱と小城士族

明治六年、佐賀には不平士族たちの二つのグループがあり、愛国党と征韓党とっていました。明治新政府は、全国の不平士族のみせしめにも佐賀の不平士族を徹底的にたたくことにし、あらたに岩村高俊権令(県知事)を任命し岩村権令は軍隊をひきいて佐賀県庁にはいりました。ここに島義勇を

頭首にいたいた愛国党と、江藤新平を頭首にいたいた征韓党は政府軍と交戦するに至りました。これは明治七年二月十五日のことでした。

小城士族たちは、藩校興議館(今の桜岡小学校の前身)で何度かの会合のち、愛国党にくみすることになりました。旧小城藩の家老であった田尻宮内(種博)を隊長に、徳島篤胤が副隊長となり、三小隊をつくりました。当時の小城町一帯の戸長(今の町長にあたる)であった留守経昌もこれに加わっていました。二月十七日、佐賀からの要請で小城三小隊は出勢し、十九日には勝利を得て小城に帰りました。二月二十日、政府軍は反攻に転じ基山、田代方面から佐賀に向けて進撃してきました。小城三小隊は再度出勢し、神埼郡切通、三養基郡中津隈一帯で戦闘に参加しましたが利あらず敗走し、ついに二月二十五日頃には小城に引きあげてしまいました。小城三小隊は十七日から二十五日までの戦いで、留守経昌をはじめ十三名の戦死者をだしていました。佐賀の乱の主謀者江藤新平と島義勇は、二月二十八日までは佐賀を脱走し、三月一日には政府軍は佐賀県庁に無血入城しました。江藤新平と島義勇は高知と鹿児島でそれぞれ捕えられ、四月にはいり裁判および処刑が行なわれました。小城三小隊では隊長田尻種博が懲役十年となり、このほか、懲役七年二



甲戌烈士の碑(小城公園)
碑銘の揮毫は中林梧竹の筆になるものとみられる。

人、同五年一人、同三年九人など合計三十一人が有罪となりました。田尻種博ら主だった六人は名東県(今の徳島県)に投獄されました。

明治八年、当時洋行していた旧小城藩主鍋島直虎は政府に伺いをたてて、有罪となった三十一人の留守家族の生活援助のため千四百五十円の扶助を行ないました。

●自明社結成の動き

明治八年八月、小城郡士族千々岩哲六、藍田範介、平民香月則之ら三名は県に自明社立社願をだしました。この願書は「国民の権利憲法問題地方自治制度などを追求したい」として、一社を設け、本部を朝日町の無量寺(山崎明晨住職)に置き、社員を募るのだというのです。県は処理に困り、政府に伺いをたてたところ問題にされず自明社は陽の目を見るにいたりませんでした。しかしこの立社願に署名をしている松田正久、牟田義喬は県会、国会の議員として活躍するに至ります。

この自明社の結成の動きは不平士族の武力から言論による政府攻撃の姿をあらわすものとして注目されます。

- 小城三小隊陣容
- 隊司令 田尻種博
- 副司令 徳島篤胤
- 心遣 相原益澄
- 副心遣(隊監) 西岡吉信
- 野副義村
- 西川利興
- 持永秀並
- 黒木常治
- 薬王寺寛生
- 川久保乾太
- 三小隊応援掛 川久保乾太
- 会計方、輜重方、雑事掛
- このほか有力者として留守経昌、徳本寛斐、武藤貞長、神代利謨、持永義方、成富信章、川副松一郎などがいた。(明治七年處刑人名簿)(佐賀県立図書館による)
- 西小路 岩松要輔稿

小城の歴史の歩み

創刊号から四年半 原 正 勇



拓本実習 御西天皇歌碑 1972.5.7

号す)の「櫻陰漫録」の著のほか「佐賀郷友」の顧問、「肥前史談」等に執筆、小城鍋島内庫所の小城藩政時代の記録した調査を駆使して冒頭を飾っていることである。すなわち「元武公と水戸光圀」(一号)「梧竹翁と書論」(二号)「直堯公の賢慮」(三号)「旧小城藩の鬼門除け」(四号)「故小城侯鍋島直虎子」(五号)「天山の名の起り」(六号)「柴田花守の逸事」

昭和四十三年三月「小城の歴史」創刊号から四年半を経過した。まず想起されることは、この創刊号の別冊として刊行された「小城鍋島家と明治先覚者」なる二〇頁の小冊子である。内容は、(一)小城藩の由来から系譜を記し、元茂・直能・元武を経て直堯(九代)・直亮(十代)・直虎(十一代)の六人の人伝、(二)藩政時代の小城(三)明治の先覚者として柴田花守・持永秀貫・富岡敬明・中林梧竹・中野初子・松田正久・波多野敬直の列伝を叙し、ほかに「小城の先

覚者」として中世六人、近世七人近代二十四人の計三十七人の氏名を挙げ、参考文献で結んでいる。手際よくまとまり利用度も高いが残念ながら残部なく、増版が望まれる。

「小城の歴史」第十二号までを通覧するに、いくつかの特長と欠陥も指摘される。

まず特長の第一は、全号を通じて、その第一頁の巻頭に、故太田保一郎(元学習院教授・大正十三年病を得て小城町一の坪に居住。昭和二十六年九十二才没・櫻陰と

(七号)「第八代小城藩主直堯公の再認識」(八号)「波多野子、石井常英の飲酒を戒む」(九号)「郷土教育の要諦」(十号)「孤仙・女に戯る」(十一号)「東千葉氏の居城は北浦か」(十二号)のいずれを取っても、本誌の核をなしている。あっぱれな編集ぶりである。

第二は、本誌の題字である。いずれも本町の知名士の墨筆を依頼して長くそれらの人の面目を伝えることが出来る。

第三は、毎号随所にトピックスやハイライト、スナップなど織り込みバラエティに富ましていることなどである。

しかし、この反面、少し堅すぎると批判もある。大衆性を持たした魅力ある取材と編集、そして執筆陣、購読会員、経費問題等今後に対すべき課題も少くない。

次にこれまでの執筆陣および内容を見るに、岩松要輔氏は創刊号より第十二号まで一回の休みもなく実に十六項以上の執筆している。「小城祇園会について」(1、2、3号)「祇園太郎」(4、5、6、7号)「戊辰戦役と小城藩」(9、10、11号)をはじめ、「小城選筆事件」(9号)「柳生新陰流と小城」(12号)など光彩を放っている。古代の木下巧氏も専門分野を駆使して「吉田古墳」(1号)「広鋒銅戈」(2、3号)それに近く編集発刊予定の「小城町史」の資料として小城町教委主催の発掘主

任として「一本松古墳群」(7、8、9、10号)「晴田小校庭跡生遺蹟」(11、12号)の発表は得難く有意義なものである。拙生の「晴気荘考」(5、6、7、8、9、10号)「近世の小城歌人群」(11、12号)の長編、深川栄治氏の「明治前期の小城の産業」(1号)「蚕業製紙織物工業」(8号)「銀行関係史」(6、10、12号)「小城藩米蔵」(11号)「宮島昭二郎氏の「小城の蚕業」(12号)がある。中世の東島猛氏「円通寺重要文化財」(1号)「松ヶ谷焼窯趾」(5号)「岩蔵寺」(3号)「金丸盛登氏「阿蘇惟直」(3、5、8号)「千葉氏の家紋」(10号)等それぞれ分野で健筆を揮っている。その他客員として地元の森政一氏、神代達雄氏、池田史郎氏、木下之治氏、黒木俊弘氏ほか特に第十号記念号には福岡博氏、日野俊顕氏、花園一徳氏、倉永円純氏らが稿を寄せている。

以上、これまで「小城の歴史」の歩みの大観であるが、以上を要するに、県内には「烏すん枕」や「未慮国」などこの種郷土研究小冊紙の中にあつて、独自の歩みを四年有半にわたり続けていることは、町当局の援助と支援があつてのことであり、特に県下でも屈指の名所旧蹟に埋もれた小城町であるからである。たしかに埋れていたいまこれに脚光をあて、小城町将来に独自の新しい文化都市づくりの基盤を開発してゆく意義は大きい。

編集後記

暖冬異変ながらも、三月を迎え春の息吹を強く感じる今日この頃です。

八月末発行予定のところ遅れに遅れて今日になってしまったことをお詫び申しあげます。言訳けになってしまいましたが、役員全部が「小城町史」の編さんにたずさわっており、追込み段階でどうしても手がまわらず、会の運営が事実上ストップしてしまいました。二月末でやっと脱稿し印刷の段階にはいりましたので、本来の会の運営にもどりたいと思います。

今後ともご協力ご助言のほどお願いいたします。

(編集子)

題字は 福島亀次郎氏
第十三回旧制小城中学卒業

小城の歴史
発行者 小城郷土史研究会
(小城町中央公民館内)
発行日 昭和48年3月10日
印刷所 佐賀印刷社